

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 3 月 29 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2 件
国民年金関係	2 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600292 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600107 号

第 1 結論

請求者のA事業所における平成 20 年 7 月 25 日の標準賞与額を 7 万 1,000 円、同年 12 月 19 日の標準賞与額を 15 万 7,000 円、平成 21 年 7 月 17 日の標準賞与額を 14 万 9,000 円、同年 12 月 10 日の標準賞与額を 19 万 1,000 円、平成 25 年 12 月 13 日の標準賞与額を 27 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 20 年 7 月 25 日、同年 12 月 19 日、平成 21 年 7 月 17 日、同年 12 月 10 日及び平成 25 年 12 月 13 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 20 年 7 月 25 日、同年 12 月 19 日、平成 21 年 7 月 17 日、同年 12 月 10 日及び平成 25 年 12 月 13 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 25 日
② 平成 20 年 12 月 19 日
③ 平成 21 年 7 月 17 日
④ 平成 21 年 12 月 10 日
⑤ 平成 25 年 12 月 13 日

私は、A事業所に勤務していた期間に請求期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

請求期間に係る賞与明細書を提出するので、年金額の基礎となる標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者及びA事業所が提出した請求者の請求期間に係る賞与明細書により、請求者は、平成 20 年 7 月 25 日に 7 万 1,000 円 (標準賞与額は、7 万 1,000 円)、同年 12 月 19 日に 15 万 7,800 円 (標準賞与額は、15 万 7,000 円)、平成 21 年 7 月 17 日に 14 万 9,900 円 (標準賞与額は、14 万 9,000 円)、同年 12 月 10 日に 19 万 1,200 円 (標準賞与額は、19 万 1,000 円)、平成 25 年 12 月 13 日に 27 万 1,500 円 (標準賞与額は、27 万 1,000 円) の賞与を同事業所から支給され、それぞれの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (平成 22 年 1 月以降は年金事務所) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか

否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600268号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1600038号

第1 結論

昭和57年4月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年4月から平成2年3月まで

請求期間の前後は国民年金保険料を納付しているのに請求期間だけが全額免除というのは納付できない。請求期間はA事業所に勤務していた期間であり、十分な収入があったので納付できない状況ではなかった。また、請求期間当時は国民年金保険料の免除制度は知らなかったため免除の手続をした覚えはない。請求期間の国民年金保険料は妻が納付していたはずなので、調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする請求者の妻は、請求期間に係る国民年金保険料は、B銀行C支店の窓口で納付書により納付したとし、その納付回数については、毎月か数か月に一度であったかは記憶していないがまとめて納付したことはない旨陳述している。

一方、請求期間は96か月と長期間であり、B銀行C支店が複数回にわたるその収納事務、D町及び社会保険事務所(当時)が複数回にわたる国民年金保険料の記録事務をいずれの機会においても誤ったとは考え難い。

なお、B銀行は、請求期間当時の国民年金保険料に係る公共料金払込依頼票等の資料は保存年限経過のため保管していない旨回答している。

このほか、請求者及び請求者の妻が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600283 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600039 号

第 1 結論

昭和 59 年 11 月 21 日から昭和 61 年 2 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 11 月 21 日から昭和 61 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料免除申請承認通知書を所持しており、ねんきん定期便など、加入状況を知らせるこれまでの通知もすべて免除期間とされていたにもかかわらず、私が 60 歳になり老齢年金の手続を年金事務所で行った時に初めて請求期間に係る国民年金保険料の免除は認められないと言われ、今頃になって免除の記録が取消されたことに納得できない。

請求期間当時、私が病院に入院して医療費がかなり高額になったので、特別な事情がある者として国民年金保険料の免除が認められたことを記憶している。

請求期間について、国民年金保険料の免除期間となるように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 59 年 9 月と昭和 60 年 8 月に当時の社会保険事務所より通知された「国民年金保険料免除申請承認通知書」を証拠とし、請求期間において国民年金保険料については納付することを要しない（国民年金保険料の免除）者として承認を受けていた旨を主張している。

請求者の国民年金保険料の免除が承認された請求期間当時は、請求者の配偶者が厚生年金保険の被保険者であったことを請求者自身は認識しておらず、行政側も請求者を国民年金の被保険者として扱っている。

しかしながら、平成 10 年に請求期間において配偶者が厚生年金保険の被保険者であったことが判明し、さらに、平成 28 年に「被用者年金の被保険者の配偶者は国民年金の被保険者とししない」と規定された昭和 60 年改正前の国民年金法第 7 条第 2 項第 7 号により、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者資格が遡及して取り消されている。

請求者は、平成 28 年に国民年金被保険者資格が取り消されたことにより、免除承認が消滅した請求期間について、請求期間当時、請求者は特別な事情がある者として国民年金保険料の免除が認められていたと陳述し、国民年金被保険者資格が取り消された請求期間を取り消される以前の国民年金保険料免除承認期間に戻すべき旨を主張し記録訂正の請求をしているが、国民年金保険料を申請により免除できるのは国民年金の被保険者であり国民年金保険料の納付義務を負う者である。請求期間において請求者のように配偶者が被用者年金制度に加入している者は国民年金の被保険者としないとされており国民年金保険料の納付の義務を負わない。

したがって、国民年金保険料の納付義務を負わない期間を国民年金保険料免除承認期間に訂正することはできない。